

徹底批判 「共謀罪」

安倍政権が、20日から始まる通常国会に提出を狙う「共謀罪」法案に、法律家や市民、メディアから批判が強まっています。

安倍晋三首相や菅義偉官房長官は、「一般人は対象にならない」などとして批判をかわそうとしています。しかし、「一般人は対象にならない」という法的な保障が示されたわけでは

ありません。「運用」上のことなら、結局、政府や警察の恣意(しい)的権力行使の歯止めにはなりません。何より、共謀罪の最も危険な本質は、犯罪は行為であり、思想や言論は処罰し

ないという近代刑法の根本原則を覆すことです。共謀罪という特別な犯罪類型を新たに創出するものではなく、幅広く一般犯罪について「共謀」段階から処罰の対象にするものです。そのため700近い犯罪について共謀罪が成立すると指摘されているのです。

国民を監視

犯罪の計画や相談、合意をしただけで処罰することは、警察をはじめ国家権力が日常的に国民を広く監視することになります。「個人の尊厳」と基本的

「内心処罰」変わらず 「個人の尊厳」に重大な脅威

人権が国家権力によって不断に脅かされる状況となり。共謀罪は、憲法の基本的人権の尊重との関係で、重大な問題をはらみま

処罰の対象

突発的に犯罪が発生することもあります。犯罪は通常、何らかの原因で動機

がつけられ、決意をもち、相談と犯罪の合意(共謀)、計画、準備を経て、実行され、結果が発生します。刑法は、そのすべてを処罰の対象とはせず、殺人罪であれば生命という法益の侵害結果の発生(既遂)を処罰し、現実的危険の発

生(未遂)について個別に処罰します。

準備や相談では、実際に実行に移されるかもわからず、危険があるといっても抽象的で、重大犯罪(殺人など)について例外的に予備罪が処罰される体系になっています。そこにいきなり大規模に「共謀罪」処罰を持ち込もうというのですから、まさに大転換です。

未遂罪や予備罪が処罰されない罪について、共謀罪を処罰する理由を説明できるのでしょうか。

資金だけで

政府は、相談＝共謀のほかに「準備行為」を必要とするれば限定になるとしています。しかし、「準備行為」とは非常に漠然と幅広いも

「予備罪」ならば、犯罪の実行にふさわしい危険を備えたものであることが必要とされます。例えば、殺人罪なら、包丁や拳銃を調達するなどです。

しかし「準備行為」は、昨年9月の共謀罪法案の政府資料で「予備罪の予備のように一定の危険性を備えている必要性はなく」とされ、資金又は物品の取得で足りるとされています。

これでは共謀に加え「ATMでお金をおろす行為」があれば処罰されます。お金をおろすこと自体は犯罪ではありません、客観的危険性もないので、結局は、共謀に基づき犯罪をする意思を持っていることで処罰することになるのです。

共謀罪「監視社会に」「乱用の恐れ」

地方紙が社説で反対・懸念

安倍政権が通常国会に提出をねらう「共謀罪」法案（組織犯罪処罰法改定案）について、地方紙が社説で反対や懸念を表明しています。

琉球新報（7日付）は見出しで「監視招く悪法は必要ない」とし、犯罪が実際に行われなくても処罰されることをあげ「日本の刑法体系に反する」と強調。特定秘密保護法と組み合わせて治安維持

法のように運用される恐れがあるとして「戦前のような監視社会に逆戻りさせてはならない」と書きました。

高知新聞（11日付）も「捜査当局による乱用の恐れは拭えず、市民活動や思想・信条の自由を脅かしかねない」と批判。これまでも国民の反対で廃案となり、政府がテロ対策を前面に出し、適用対象も限定するとしているものの「装い

を変えても、捜査当局が恣意的に判断する余地は大きく残っている」と指摘しています。

信濃毎日新聞（7日付）は、政府が「国際組織犯罪防止条約」を締結するために不可欠と説明していることに反論。「条約は、マフィアや暴力団による経済犯罪への対処を目的にしたものだ」「国際的な要請として共謀罪を導入しなければなら

ない理由は見いださにくい」と述べ、政府の恣意的判断によって「米軍基地や原発に反対する運動をはじめ、政府の方針に異を唱える市民の活動が標的にされないか。乱用の懸念は消えない」と強調しています。

京都新聞（11日付）は、人権侵害の懸念を示すとともに「またぞろ土壇場になって与党の『数の力』で押し通すのでなく、速やかに全容を国民に説明すべきであり、国会で徹底的に問題点を洗い出す必要がある」と徹底審議を求めています。